

平成26年度第2回岡山市障害者施策推進協議会次第

平成27年1月15日（木）13時30分～

（岡山市保健福祉会館4階 こころの健康相談室）

1 開 会

2 議 題

（1）岡山市障害者プラン及び第4期岡山市障害者福祉計画
（素案）について

（2）その他

3 閉 会

岡山市障害者プラン及び第4期岡山市障害福祉計画(素案)について

1 障害者プラン・障害福祉計画の概要

2つの計画を整合性の取れたものとして、26年度に同時に作成する。

障害者プラン

障害者施策全般の理念・方向性

計画期間: 27～32年度
(障害福祉計画改定時に見直し)

障害者基本法第11条第3項に基づく計画。(法律上の呼称は「障害者計画」)国・県の作成する障害者基本計画を基本とし、市の障害者の状況等を踏まえ策定する障害者のための施策等に関する基本的な計画。

障害福祉計画

障害者福祉サービスを
中心に具体的な数値

計画期間: 27～29年度

障害者総合支援法第88条に基づく計画。国の作成する基本指針に即して、障害福祉サービス等の目標及び提供量の見込等を具体的に数値等により定める。

成果目標に関する事項

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・地域生活拠点等の整備
- ・福祉から一般就労への移行等

2 障害福祉計画・障害者プランの策定経過

	障害者計画			障害福祉計画		
	国	岡山県	岡山市			
平成18年度	障害者基本計画 (第2次) (平成15～24年度)	岡山県障害者 長期計画 (平成11～22年度)	前回障害者プラン (平成15～19年度)	第1期計画	18年度	
平成19年度					19年度	
平成20年度				障害者プラン	第2期計画	20年度
平成21年度						21年度
平成22年度					22年度	
平成23年度					23年度	
平成24年度	第2期計画	(2年間延長)		第3期計画	24年度	
平成25年度					25年度	
平成26年度					26年度	
平成27年度	障害者基本計画 (第3次) (平成25～29年度)		次期プラン	第4期計画	27年度	
平成28年度					28年度	
平成29年度					29年度	
平成30年度					30年度	
平成31年度					31年度	
平成32年度					32年度	

← 一体的に作成 →

3 計画策定スケジュール

平成26年5月27日	岡山市障害者施策推進協議会(第1回) スケジュールとアンケート案に対する意見
平成26年6月5日	保健福祉委員会 スケジュールとアンケート案に対する意見
平成26年8月4日 ～9月20日	福祉に関するアンケート(障害者2,000人対象)送付
平成26年9月～	関係課による障害者プラン原稿作成
平成26年8月11日 ～11月18日 (計6回)	自立支援協議会の障害福祉計画ワーキンググループにおいて障害福祉計画について意見交換
平成26年12月	障害者プラン・障害者計画(素案)

(今後の予定)

平成27年1月15日	岡山市障害者自立支援協議会(素案に対する意見)
平成27年1月15日	岡山市障害者施策推進協議会(第2回)(素案に対する意見)
平成27年1月23日 ～2月22日	パブリックコメント
平成27年1月26日	保健福祉委員会(素案に対する意見)
平成27年3月中旬	計画完成

4 全体の構成

第1部 計画について

- 1 策定の背景
国の障害福祉をめぐる動向
障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行 等
- 2 計画の位置づけ
障害者プランと障害福祉計画との関係
- 3 計画の期間
障害者プラン…平成27年度～平成32年度
障害福祉計画…平成27年度～平成29年度
- 4 基本理念
 - 1 障害のある人もない人も共に支えあって暮らすまちづくり
 - 2 障害のある人の社会参加と自立の促進
 - 3 障害を理由とする差別や社会障壁の解消

第2部 岡山市障害者プラン

- 1 生活支援
相談支援体制の充実、障害福祉サービス等の充実、障害児支援の充実等
- 2 保健・医療
健康の保持増進・障害の原因となる疾病等の予防・治療・支援、健康づくりの推進、保健・医療サービスの保障、精神障害者の相談・治療、地域移行・地域定着支援体制の充実 等
- 3 教育
就学相談体制の整備、医療・保健福祉・教育の連携による相談体制、一人一人のニーズに応じた教育内容の充実 等
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援
一般就労・職場定着支援の推進、障害者の賃金向上、関係機関等との連携 等
- 5 生活環境
住宅の確保、公共交通機関のバリアフリー化 等
- 6 情報発信・意思疎通支援
情報提供の充実、意思疎通支援の充実
- 7 安全安心
防災対策の推進、日常生活の安全・安心の確保
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進
障害についての啓発の推進、当事者活動等への支援、権利擁護の推進等

第3部 第4期岡山市障害福祉計画

第1 障害福祉計画の基本的方向

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域生活への移行の推進
- 3 一般就労への移行の促進

第2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に係る目標(平成29年度における成果目標)

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - 地域生活移行者数
 - 施設入所者の減
- 2 地域生活支援拠点等の整備
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
 - 福祉施設から一般就労への移行者数
 - 就労移行支援事業の利用者の増
 - 就労移行率が3割以上の事業者数
- 4 入院中の精神障害者の地域生活への移行
※県が定める目標値に対して、施策の方向性を記述

第3 各年度における障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援、障害児支援の種類ごとの必要な量の見込みと見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス
- 2 日中活動系サービス
- 3 居住系サービス
- 4 相談支援
- 5 障害児支援

第4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

意思疎通支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業 等

第5 障害福祉計画の実施体制と達成状況の点検及び評価

- 1 目標と活動指標
- 2 評価のスケジュール

5 第4期岡山市障害福祉計画の成果目標について

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

○地域生活移行者数

第3期計画の実績		
目標の内容	目標値	平成25年度末実績
平成26年度末における地域生活移行者数 (平成17年10月1日時点の施設入所者688人の3割) (期間:9年6か月)	207人 (累計)	202人 (累計)



第4期計画の目標			
項目	国の指針	岡山市	
		基準	数値
平成29年度末における地域生活移行者数 (平成25年度末時点の施設入所者597人を基準にする) (期間:4年間)	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行	15%	90人

(参考)上記岡山市の数値を第3期計画の目標値に加えた人数 297人

○施設入所者の減

第3期計画の実績		
目標の内容	目標値 (減少数)	平成25年度末実績
平成26年度末の施設入所者数 (平成17年10月1日時点の施設入所者数688人から、1.1割減少) (期間:9年6か月)	78人	91人



第4期計画の目標			
項目	国の指針	岡山市	
		基準	数値
平成29年度末の施設入所者数 (平成25年度末時点の施設入所者数597人から平成29年度末の減少数) (期間:4年間)	平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減	4%	24人

(2)地域生活支援拠点等の整備

第4期計画の目標		
目標の内容	箇所	数
地域生活支援拠点の整備	1箇所又は面的な体制の整備	

※地域生活支援拠点…グループホーム又は障害者支援施設に、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保等の機能を集約し付加したもの。又は同様の機能を地域における複数の機関が有機的な連携のもとに分担して担う体制(面的な体制)

(3)福祉施設から一般就労への移行等

○福祉施設から一般就労への移行者数

第3期計画の実績		
目標の内容	目標値	実績
平成26年度中における一般就労移行者数。 (平成17年度一般就労への移行実績(40人)の1.93倍)	77人	H24…51人 H25…56人 H26(4-6月)… 23人



第4期計画の目標			
項目	国の指針	岡山市	
		基準	数値
平成29年度中における一般就労移行者数 (平成24年度51人を基準とする)	平成29年度中における一般就労移行者数を平成24年度の実績の2倍以上	2倍	102人

○就労移行支援事業の利用者の増

第3期計画の実績	
目標の内容	平成25年度末実績
平成26年度末における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援の利用。(7.1パーセント)	76人



第4期計画の目標			
項目(変更)	国の指針	岡山市	
		基準	数値
平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数 (平成25年度末の76人からの増加数)	平成25年度末の利用者数の6割以上増加	6割	44人

○就労移行率が3割以上の事業者数

第4期計画の目標		
項目	国の指針	数値
就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所 (平成29年度末)	5割以上	5割

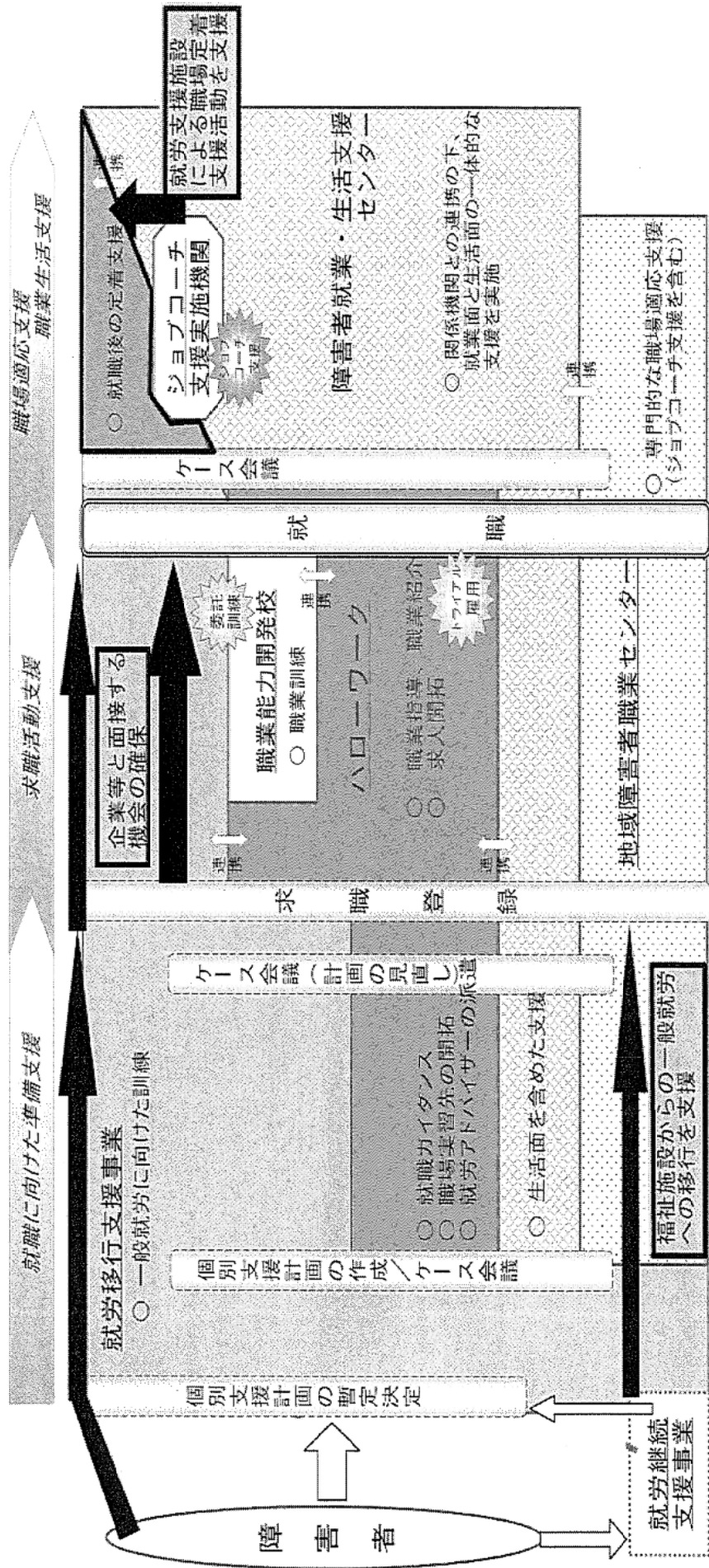
(4)入院中の精神障害者の地域生活への移行

※県が定める目標値に対して、施策の方向性を記述

6 第4期障害福祉計画のポイント

(1) 就労支援

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援

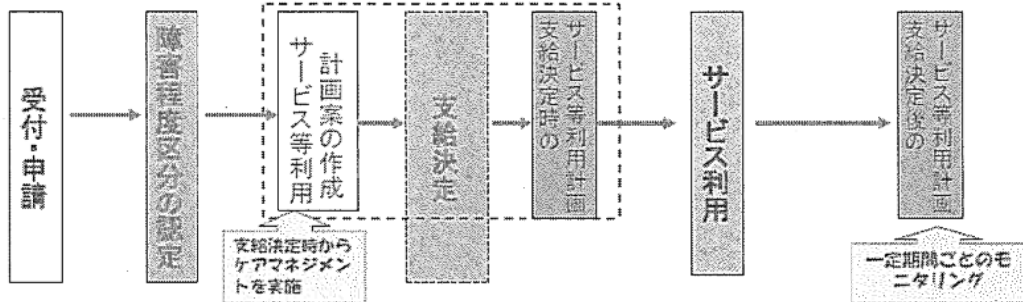


(2) 相談支援体制の充実

- ・平成 27 年度から、サービスの支給申請時にサービス等利用計画の作成が必要。
(26 年度までは、「市町村が必要と認めるとき」に必要)

支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



岡山市の状況

相談支援事業所 H26.4 22 事業所 → H26.11 28 事業所

サービス利用計画等作成済み数 (H26.11 末)

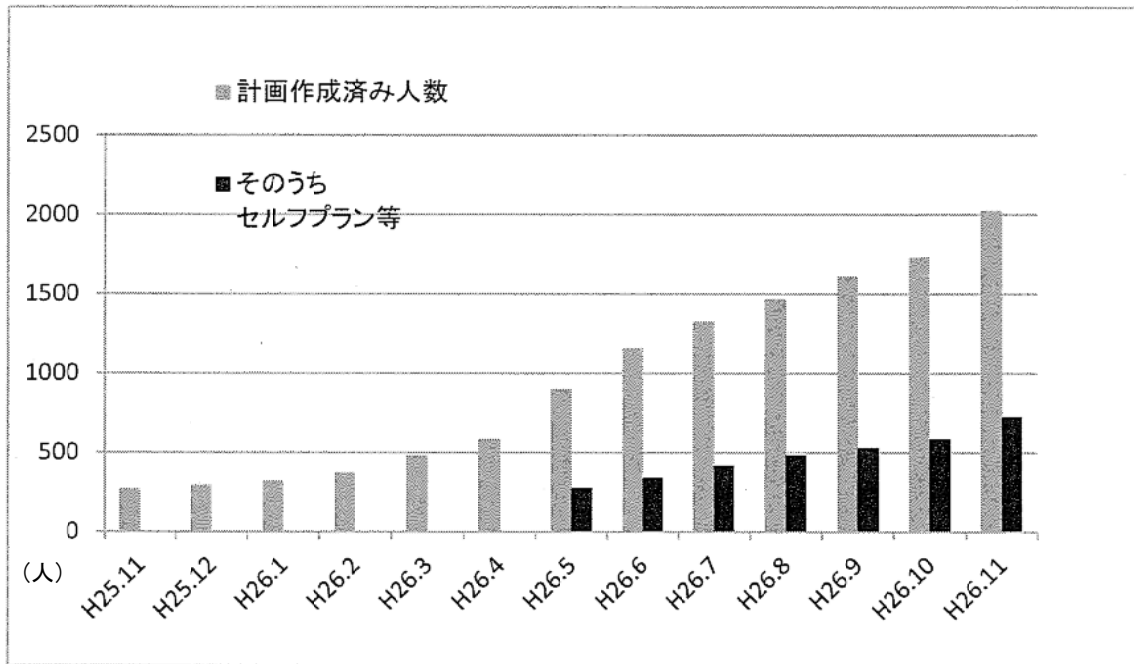
○総合支援法分 (計画相談支援)

計画作成済み 2,025 件 / 5,158 件 (39.26%)

○児童福祉法分 (障害児相談支援)

計画作成済み 429 件 / 1,848 件 (23.21%)

総合支援法分の月ごとの進捗率



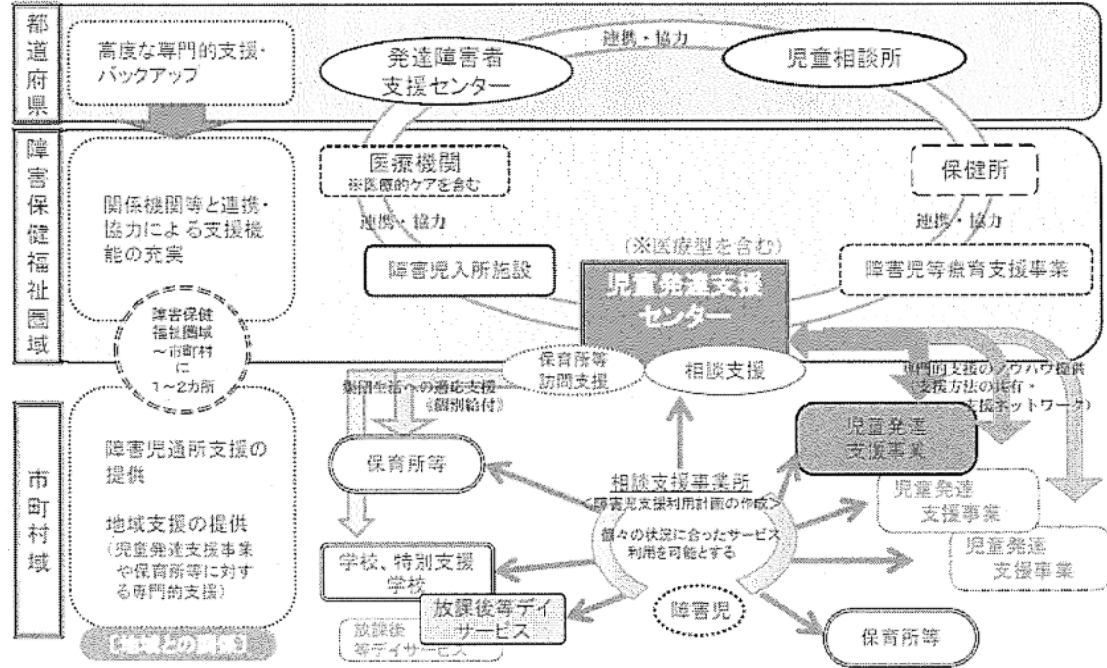
(3) 障害児支援

・今回の障害福祉計画から見込量を記載することとなった。

○児童発達支援センターを中心とした障害児支援の体系（国）

地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制のイメージ(案)

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



岡山市の状況

○児童発達支援センター

施設名	所在地	主たる障害種別
みどり学園	北区中原	重症心身障害
岡山かなりや学園	北区祇園	難聴
旭川児童院 通園センター	北区西古松	知的障害

○児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 事業所 26 か所

児童発達支援 20 か所

放課後等デイサービス 22 か所

保育所等訪問支援 4 か所